

# 小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- |   |            |
|---|------------|
| 1 | 一括質問一括答弁方式 |
| 2 | 一問一答方式     |

質問件名 いじめ重大事態の調査について

## 質問要旨

いじめ問題の調査や対応については、学校、市教育委員会、もしくは調査のための第三者委員会ですら、事実を改ざんしたり、隠蔽したり、問題を深掘りしないまま終わらせる可能性があるものと私は捉えている。

いじめ防止対策推進法が成立する誘因となった大津市いじめ自殺事件の第三者委員会による調査報告書には次のようなことが書かれている。「(大津市の)教育委員会、学校は事実関係の究明を途中で放棄し、あるいは、(保護者による)虐待(が原因)というフィクションに寄り掛かろうとした」。また、被害者に関する重要な情報を削除するなど、大津市の教育委員会が「隠蔽的行為と非難されても弁解の余地がない」行為を行ってきたことも詳細に示されている。

いじめ防止対策推進法が成立するまでの国会審議の会議録を読むと、この法律自体、教育委員会や学校が事実を隠蔽する可能性があることを前提につくられていることが分かる。いじめ問題対策連絡協議会やいじめ問題対策委員会といった第三者委員会を設ける理由の一つは、これらの隠蔽を防ぐことにあると明言されている。

これまで一般質問でも指摘してきたように小平市でも隠蔽体質が疑われる事態が起きている。これらの問題は「放っておけばそうになってしまう」類のものだと捉え、いじめの調査や対応を始める前に、まず調査主体である自らの在り方に問題がないかを深掘りして確認し対応しておかなければならない。私は、問題の本質は、例えば教育委員会がその職務権限である事務の管理と執行に集中するあまり近視眼的な対応になってしまうことや、教育関係者がやはり近視眼的な保身の態度を優先してしまうことにあるものと考えている。これら動機面での改善は現状で困難なため、仕組みの方で対応し改善することが効率的と考える。以上の理由から、いじめ重大事態の調査の在り方について問う。

1. いじめ重大事態の調査において事務局は重要な文書の作成を担うなど第三者委員会の運営に大きく関わっている。調査の公平性・中立性を担保するためには、また特にいじめ被害者本人やその家族から要望があればなおさら、学校、指導課や教育総務課が事務局を務めるのではなく、例えば総務部総務課など第三者性の高い組織が事務局を務めなければならないと考えるが、見解は。
2. いじめ重大事態の調査において仮に教育委員会の判断ミスなどによりいじめの対処が遅れ、そのために重大事態が起きたり、いじめの解決が遅れた可能性がある場合、教育委員会の最終的な意思決定者である教育長が調査対象になることは自然な流れだ。しかし過去のいじめ問題対策委員会の委員長発言で、被害者本人やその家族から要望があっても教育長は調査対象にならないということが述べられている。教育長がいじめ重大事態の調査対象にならないというのは正しいか。正しければどういう根拠に基づいているか。
3. いじめ重大事態の調査に際し、報告書完成までの期間を含んだ工程表を事前に設定しているか。
4. いじめ重大事態の調査が迅速に進むよう、どのような工夫をしているか。
5. いじめ重大事態の調査における当事者への聴き取り調査に関し、証言が捻じ曲げられて報告されたり、証言したのに報告されていなかったという声がある。対策委員会に提示される聴き取り調査の報告書は、その内容に間違いや漏れがないか、全ての聴き取り対象者に確認しているか。
6. 加害者側が聴き取り調査の対象者を脅迫するなど証言を妨害する可能性があるが、どのように対策しているか。
7. 偶発するいじめに対応して人的リソースをいかに確保するかは重要な課題だ。現在、教育委員会指導課は自閉症・情緒障害特別支援学級の開級に向けた準備も進めながら、いじめ重大事態の事務局も担っており、すでに人的リソースは限界に来ているものと感じる。実際にそういう趣旨の回答を受けた保護者もいる。1の観点だけではなく、そういう観点からも、教育委員会の内部だけではなく、市長部局も含めた組織的対応の見直しが必要と考えるが、市長の見解は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 5 年 2 月 15 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【     】
